## コーポレート・ガバナンス上の諸課題と今後の検討の方向(1案)

コーポレート・ガバナンス上の論点整理		今後の検討の方向
1. はじめに関会長の問題提起		
(1)	委員会設置会社は、平成 15 年の改正商法	
	施行に伴い発足したが、施行後5年を経過	
	するも約110社前後と上場会社の3%弱に	
	過ぎない。今後も増加の傾向はない。	
(2)	従って、大多数をしめる監査役会設置会社	
	のコーポレート・ガバナンスを充実するし	
	か、世界に通用する日本企業のコーポレー	
	ト・ガバナンスの再生を示すことはできな	
	い。その場合、現行会社法においては、監	
	査役の職務権限が、幅広く認められた結果	
	として、その権限を有効に行使できない現	
	状があるのではないか。その意味では、む	
	しろ特定の事項については、監査役の職責	
	を具体的に明定し、必ず行使しなければな	
	らないとすることを考えたらどうか。	
	→コーポレート・ガバナンスに関連して、	
	①社外役員が実質的に働く仕組みが社内	
	にないのではないか。例えば、社外監査役	
	が監査役会の議長になるなど。②アメリカ	
	の年金基金等に比較し、日本の株主は何を	
	しているか。③法制制度の一元化はよいこ	
	とか。各省の競争があった方がよい(江頭)	
	→監査役会議長が誰かということは大き	
	な要素(八田)	
	→海外も参考としつつ、わが国の監査役	
	(会) に必要な役割・機能、具体的業務を	
	検討する視点は重要(CPA)	
	→本懇談会の議論の範囲について、上場会	
	社のコーポレート・ガバナンスのあり方全	
	般に関するものか、監査役の職務や監査に	
	限定するのか明確にする必要あり(池田)	
	→妥当性判断の具体的な射程とその根拠	
	理由の整理(岩原提案「政策的要素が低い	

こと」「経営者からの独立性の高い判断が 求められること」の検討)(高橋) →実態として、差し止め請求権等の行使例

(3) 監査役会設置会社における諸課題

が少ない背景は何か(高橋)

- ① 監査役会設置会社の実効性確保……見 える化
- ② 監査役会体制の強化
- ③ 会計監査人の選任及び報酬の決定
- 2. 関会長からの問題提起(監査役会設置会社に おける諸課題)
  - (1) 監査役会設置会社の実効性確保……見え る化
    - ① 株主と経営執行との間における利害調整に関わる事項に関する監査役の役割明定……買収防衛策・大規模第三者割当増資における監査役の役割を明定→これらを検討することに賛成。併せて、監査役の能力、補助スタッフの充実が必要(CPA)

## 【買収防衛策】

社外取締役及び社外監査役による第三者 委員会の義務づけ(「監査役会」とするこ とはどうか)

- 監査役は、本来果たすべき役割を果たしていないのではないか(岩原)。→監査役は、取締役会において意見を述べることができるが、意見は言い放
  - し。議事録に意見を記載しても監査役 の責任がないことの立証資料に過ぎ ない。監査役の具体的な行動を求める べきではないか。
  - →東証の適時開示の活用
  - →監査報告書の記載事項として、買収 防衛策の基本方針に関する取締役会 決議が事業報告に記載された場合に その意見が求められている。

- ① 買収防衛策発動に際しての第三者委員会の構成メンバーは、株主の負託を受けた社外取締役及び社外監査役とすることはどうか。
- ② そのために会社法の改正は必要とするか、実務運用で可能か。

- 経営判断原則適用の一材料(岩原)。
- 濫用的買収の場合には、監査役の意見が、裁判所において一定の意味を持つことはあり得る。ただし、社外取締役の方がより適している(大杉)。
- 政策決定の二元化のおそれが少ない ことが前提(岩原)。
- 監査報告書への監査役意見を記載することは、検討課題(岩原)。
- 協会としてベストプラクティスを作ることはどうか(弥永、関)。

## 【大規模な第三者割当増資】

監査役意見の開示に対する意見

- 政策決定の二元化をもたらし基本的 に適切ではない。ただし、監査報告書 への記載は検討課題。著しく不公正な 新株発行の差し止め等も検討課題(岩 原)。
- 監査役意見書を証券取引所の適時開示の対象とすることは、監査役の意見が公正かつ適切なものとして資本市場の信頼が得られることが前提であり、条件整備が課題(岩原)。
- 監査役の役割は、株主の意見形成への 協力。第三者割当増資に際し、その賛 否及び理由を開示させる慣行を作る ことは一つの有力な考え方(大杉)
- ② 株主提案に対する監査役会意見の開示
  - 法令上、監査役会の意見を開示するよう義務づけるか。運用による解決を図るか。
    - →監査役会意見を招集通知に記載す ることは、法令上問題はないか。
  - 監査役会として取締役に対し、意見を 開示するよう求め、招集通知に記載す ることは、法令上問題はないか。
- ③ 株主代表訴訟制度における監査役会の

上記「買収防衛策」と同様に検討。

役割見直し――訴訟委員会としての機 能を付与できないか

- ・ 不提訴理由制度の充実により、監査役会の意見を裁判所の判断ベースにできる方向に持っていく。また、会社法847条に関する国会審議に際し、削除された政策的判断事項をどう解釈するか(岩原)
  - →株主代表訴訟の濫用的行使の防止 等につき要検討(高橋)
  - →裁判所が、訴訟却下又は棄却するために求められる「不提訴理由の通知内容」→「裁判所の判断に必要な主張・立証」と「防御のための必要性」のバランス
- ④ 企業集団における親会社取締役の権限・責任の明確化と監査役の監査責任の明確化
  - →連結財務諸表を中心とするディスクロージャー制度との整合性についても要検討(CPA)
- (2) 監査役会体制の強化
  - ① 社外取締役・社外監査役の資格要件の見 直し……親会社派遣役員の社外性を認 めない
    - →社外要件の見直しに賛成。外観的だけでなく実質的にも独立性を確保必要。また、社外役員の役割・機能の検討・整理も必要(CPA)
    - →社外監査役の独立要件厳格化等要検 討(高橋)
  - ② 監査役の専門性と独立性の強化
    →監査役会の中で、1人でも専門家がいればよいということ。独立性は、社外の監査役中心になる形が取れれば、高まる。先ず、独立性があり、その上で専門性や監査スタッフの充実が必要という

① 社外要件を厳格化することについての問題点 想定される反対意見

② 法務省令等による専門性の義務づけは必要か。 求められる専門性は、「会計」「法務」その他何 があり、その判断の基準は? 独立性については、「社外監査役半数以上」を

「社外監査役過半数」にするか→上場会社の7 割は実質過半数にある。 こと (増田)

- ③ 監査に関する監査役の執行権を付与、監 │ ③ 具体的な内容につき個別に検討する。 査役の補助使用人を充実化
  - →監査役の責任範囲について、要検討 (高橋)
  - →経団連の考えというか、むしろ御手洗 会長の考えは、取締役と監査役の職責を きちんと整理しようという前向きな考 えをもっている。業務の執行に関すると ころは取締役がカバーすべきであり、監 査に関する部分は、監査役(会)が決め ていっていいのではないか (阿部)
- ④ 監査役の監査活動の開示……必要に応 じた監査活動の開示と監査報告の記載 事項の充実

→ファンクション毎の監査役の役割が 見えてこないことが十分説明ができな い原因 (八田)

- (3) 会計監査人の選任及び報酬の決定
  - ① 会計監査人の選任議案や報酬の決定の 問題は、それだけには止まらず、金融 商品取引法上の有価証券報告書等や内 部統制報告書の監査証明を行う公認会 計士・監査法人の選任や報酬の決定の 問題と併せて検討する必要があること に、留意する必要がある。体制の整備 が必要。

経済界において監査役が果たす役割と 重みについての理解が十分に備わって、 そのような体制が形成されるのであれ ば、現行法における会計監査人選任・解 任の同意権や議案提出請求権でも決定 権とさして変わらない役割を監査役は 果たしうるのではなかろうか(岩原)

→監査に関わることであれば、業務執行と 切り離して監査役(会)に委ねて良いとこ ろまで変わってきている (阿部)

→インセンティブのねじれにつき、同意権 があれば決定権を与えなくともよいとの 意見には、監査役にイニシアチブを与えて はいけないという理由がどこにあるのか、 疑問(八田)

→会計監査人の選任及び報酬について、現 実の監査役の選任実態、運用等を考えた場 合にうまく機能するかという岩原委員の 意見に対しては、経団連の御手洗会長の意 見が方針として出されれば、財界として大 きなうねりになる。お金を決めることは実 質的指名権に影響する(伊藤)

→監査人の立場から経営者の提示した報酬になぜ拘束されるのか。適正な監査をするために相当額必要だといえば経営者側も応じざるを得ないのではないか。制度を変えるためには、「本当に問題なのは何か」を深く掘り下げて検討すべきではないか(江原)

→監査役(会)は、会計監査人の独立性確保等に関する環境整備の役割を担っている(EC 会社法第8号指令)(CPA)

→証券監督者国際機構 (IOSCO) のステートメント (会計士協会報告資料) を参照すべし。ただし、その前提として監査役の独立性や監査スタッフの充実を図る必要がある (CPA)

→「インセンティブのねじれ」については、諸外国においても「ねじれ」を克服しようとするのが趨勢。わが国においても目に見える形で克服していくことは重要。その場合、監査役に中心的役割を持たせることが監査役と監査人との連携強化にも繋がる。公認会計士法改正案の衆・参両院の附帯決議あってから、既に1年が経過している。具体的な検討が早急に必要(池田)

→会計監査人の選任決定権は、監査役の 資質や監査実態に基づいた点から困難と は一概に言えない。実態を整理する必要 あり (高橋)

## (4) 会社法監査と金融商品取引法監査の調整

- ① 単純な統一は困難。有価証券報告書の開示が計算書類や事業報告による開示より量的に多いというのであれば、公開会社においては有価証券報告書の作成をもって計算書類や事業報告の作成とみなし、株主に送付する計算書類や事業報告には会社法が要求する情報の範囲が含まれていればよい。監査も同様に考えられるが、監査手続、スケジュール等具体的検討が必要(岩原)
- ② 有価証券報告書の開示が量的に多いということであれば、有価証券報告書作成をもって計算書類や事業報告の作成とみなし、株主に送付する計算書類や事業報告には、会社法が要求する情報の範囲が含まれていればよいとする等の工夫を検討。「みなし」によって、どれだけの負担軽減になるか(岩原)
  - →一元化は、公開会社において、連結 財務諸表中心で考えていこうというこ と(増田)
  - →論点として、①ディスクロージャー制度の一元化(岩原意見の検討)、②両法の監査人の一元化(岩原意見の検討)、③財務報告内部統制報告書及びその監査報告書を株主総会の報告事項とすることは検討に値する(CPA)
  - →単体の開示情報も重要。連結のために も単体開示は残す意義あり。岩原委員の 意見「公開会社において有価証券報告書 の作成をもって、会社法上の計算書類等 の作成と「みなす」という考え方を理論 的・実務的に検討(池田)
- 3. 東京証券取引所からの問題提起(資本市場に

おける諸課題)

(1) 株式併合により株主の権利が剥奪される、 あるいは大量の第三者割当増資による株 主の権利の希釈化など

上記、2-(1)参照

(2) 反社会的勢力の証券市場への介入のおそ 本懇談会で取り上げるべきか? n

(3) 親子会社上場に伴う支配株主による子会 社少数株主の利益侵害に対する対応

上記、2-(1)参照

(4) MBO における、評価プロセスの透明化

上記、2-(1)参照

- (5) 株主総会提出議案に対する投票結果の詳 細開示
- (6) 役員の選任・解任理由に関する充実した開 示
- (7) 上場制度総合整備プログラム関連
  - ① 企業行動規範の拡充(親会社出身社外役 員の不選任、支配株主との取引等、株式 発行、株式併合の取扱い等)
  - ② コーポレート・ガバナンスの更なる充実 に向けた検討(上場会社コーポレート・ ガバナンス原則の改訂、コーポレート・ ガバナンス報告書の記載事項の見直し)

上記、2-(1)(2)参照

本懇談会で取り上げるべきか?

- 4. 日本公認会計士協会からの問題提起(監査人 監査における諸課題)
  - (1) ディスクロージャー制度に関する論点
    - ① ディスクロージャー制度の一元化…… 公開会社の場合、金融商品取引法による ディスクロージャーに統一(有価証券報 告書の拡充)、有価証券報告書の早期提 出 (そのために記載事項を簡素化)、連 結財務諸表中心の開示

上記 2-(3)、(4)参照

会社法監査と金融商品取引法監査の一 元化……二重監査の負担解消(金融証券 取引法による監査制度に統一)

上記 2-(3)、(4)参照

③ 公開会社の採用する会計基準……国際 的な会計基準に対応(連結=国際、個別 =わが国基準)

本懇談会で取り上げるべきか?

④ 企業会計への税法の影響排除……確定 本懇談会で取り上げるべきか? 決算主義を採らないことを認める

(2) コーポレート・ガバナンスに関する論点

⑤ 経営者(取締役)、監査役(会)、公認会 計士・監査法人によるコーポレート・ガ バナンスのあり方……公開会社につい ては、各機能のバランスを考慮し、監視 する側が機能するよう検討、資本市場の 規制と整合する方向で両法の規制を検 討、ディスクロージャー制度と親子会社 法規制の整合性を検討

上記、各論点参照

⑥ 監査役の独立性、専門性、及び監査役の スタッフの充実……社外監査役が有効 に機能する方策、監査役に必要とされる 一定の専門性(会計的知識)確保、監査 役に対する監査に関する執行権限の付 与とスタッフの充実、経営者と会計監査 人の見解が異なるときに監査役の調整 機能が発揮される仕組みの検討

上記、2-(2)参照

⑦ 公認会計士・監査法人の選任手続……社 外監査役を中心とした監査役会が会計 監査人の選任議案を株主総会に提出

上記、2-(3)参照

⑧ 公認会計士・監査法人の監査報酬の決定 の問題(「インセンティブのねじれ」の 解消) ……執行側でなく、監査する側で ある監査役会が監査報酬を決定する方 向で検討

上記、2-(3)参照

以上

【岩原】監査役の業務監査権限は、原則は適法性監査に限られるものの、個別の監査役権限に関しては、妥当性監査を認めたり、場合によっては監査役が業務執行そのものを担うことが認められてきたわけであり、そのような権限を認めることは監査役に関する法体系に反するためにそもそもあり得ないということは言えないと思われる。業務執行や妥当性監査は元来は取締役(会)の権限事項であるが、政策的要素が低く、経営者からの独立性の高い判断が求められるような業務執行や妥当性監査の事項については、監査役の権限に帰属させてもよいということではなかろうか。しかし会計監査人の選任や報酬の決定、買収防衛策・第三者割当増資・関連会社取引の妥当性等、現在提案されている監査役の業務執行権限や妥当性監査に係る権限は、計算書類の作成や企業組織の根本等、経営の核心に迫る業務執行に係る権限であり、そこまでの権限を認めることは、原則としては業務執行権限や妥当性監査権限を認めてこなかった監査役の会社機関としての位置づけを大きく変えて、我が国のコーポレート・ガバナンスのあり方の基本を動かすことにならないか、それは我が国におけるコーポレート・ガバナンスのあり方の基本を動かすことにならないか、それは我が国におけるコーポレート・ガバナンスのあり方のとして適切か、また現在の監査役に関する法制や実態がそのような権限拡大にふさわしいものになっているか、等の問題が検討されなければならない。……… そして何よりも現実の監査役の選任の実態、監査役に就任する人のあり方、制度の運用等を考えた場合、監査役に業務執行に関与する権限を与えて、うまく機能するのであろうか?